[参考資料]

環境基準、排出基準等

- 1 大気 (悪臭) 関係
- ア 大気汚染に係る環境基準

	染質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (0x)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準		1時間値の1 日平均値が 0.04ppm以下	1時間値の1日 平 均 値 が 10ppm以下	1時間値の1日平 均値が0.10mg/ ポ以下	1年平均値が15 μg/㎡以下	1時間値が	1時間値の1 日平均値が 0.04ppmから
		1時間値が 0.1ppm以下	1時間値の8時間 平均値が 20ppm以下	1時間値が0.20mg /㎡以下	1日平均値が35 μg/㎡以下	0.06ppm以下	0.06ppmまで のゾーン内 又はそれ以 下
5	則定方去	溶液導電率 法又は紫外 線蛍光法	非分散型赤外 分析計を用い る方法	濾重法にれ直有れ電く収 推農はっ重的る光びベ に測の測濃関が法法線 はっ重的る光びベ は大きをら圧し吸 は大きなとをら圧し吸 は大きなとをら圧し吸	濾過捕集による 質量濃度測定方 法又はこの方法 によって測定さ れた質量濃度と 等価な値が得ら れると認められ る自動測定方法	中リカスを光はった。中世の大学を光は光は、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	ザルツマン 試薬を用い る吸光オゾンを用いる 化学発光法
評	短期的評価	1日平均値ま たは各1時間 値を環境基 準と比較し て評価する。	1日平均値も しくは8時間 平均値を環境 基準と比較し て評価する。	1日平均値または 各1時間値を環境 基準と比較して 評価する。		各1時間値を環境 基準と比較して 評価する。	
価方法	長期的評価	て評価する。た	三間2%除外値を こだし、日平均が	環境基準と比較し 環境基準を超える は非達成と評価す	1年間平均値及 び1日平均値の 年間98%値両者 が環境基準を達 成することによ って評価する。		1日平均の年 間98%値を 環境基準と 比較して評 価する。

- 注) 1 いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。
 - 2 短期的評価;1時間または1日を通した測定結果に係る評価
 - 3 長期的評価;年間を通した測定結果にかかる評価
 - 4 非適用地域(ア)工業専用地域(都市計画法による)
 - (イ) 臨港地区(港湾法による)
 - (ウ) 道路の車道部分
 - (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

(S51年8月13日 中央公害対策審議会答申)

物	質	非メタン炭化水素
指	針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭 化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定	方法	水素炎イオン化検出器(FID)を用いる方法

ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	測定方法	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/㎡以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した 試料をガスクロマトグラフ質量分析計により	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。	測定する方法又はこれと同等以上の性能を有 すると認められる方法	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/㎡以下であること。) w C	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。		

エ 有害大気汚染物質の指針値

物質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値2μg/m³以下
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m³以下
水銀及びその化合物	年平均値0.04μgHg/m³以下
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m³以下
ヒ素及びその化合物	年平均值0.006μgAs/m³以下
クロロホルム	年平均値18μg/m³以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m³以下
1, 3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m³以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m³以下

オ K値規制 (K値の推移)

改正年月日市名	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4.15	S51. 9.28
周南市(旧徳山市、旧新 南陽市の区域に限る)・ 下松市・光市	14. 0	9.34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)

- 注)1()内は、特別排出基準で新たに設置する施設に適用される。
 - 2 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

 $q = K \times He^2 \times 10^{-3} (qの単位: Nm^3/h)$

K:地域ごとに定められる定数

He:有効煙突高(煙突実高 + 煙上昇高)(単位:m)

カ	大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要			
項目	指定地域		周 南 地 域	
445	適用規模		燃原料使用量(定格)が、1.0 kL/h以上の工場等	
総量規制	基	既設	Q=3.32W ^{0.9} (西部) Q=5.40W ^{0.9} (東部)	
刑	準	新設	Q=3. $32W^{0.9} + 0.3 \times 3.32$ { (W+Wi) $^{0.9} - W^{0.9}$ } (西部) Q=5. $40W^{0.9} + 0.3 \times 5.40$ { (W+Wi) $^{0.9} - W^{0.9}$ } (東部)	
燃料規制	適用規模		燃原料使用量(定格)が、0.1 kL/h以上1.0 kL/h未満の工場等	
規制	基準		硫黄分1.2%以下	
	O 計画(2**** ウンフな井重5/1/4 (N 3/1)			

Q:排出が許容される硫黄酸化物(N㎡/h)

備考 W: 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量(kL/h)

Wi:新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量(kL/h)

注) 周南地域における西部とは周南市(旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)及び下松市の区域、東部とは光市の区域である。

キ 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

(ア) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発 令 の 基 準 (1測定点)	解除の基準(全測定点)
情 報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって気 象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失 し、気象条件からみて再び発生するお それがないと認められるとき。
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件から みて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり、気象条件から見て当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

(イ) 緊急時の措置

区分	減少措置	協力要請、勧告 又は命令の区分
情報	20パーセント以上の排出ガス量又は窒素酸化物排出量を減少する自主的措置をとる。	
特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少する措置をとる。	協力要請又は勧告
注 意 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少する措置をとる。	協力要請
警報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少する措置をとる。	命令

注) 情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

ク PM2.5に係る緊急時における措置

(ア) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
注意喚起	上で85μg/m³を超えた場合に注意喚起を実施。	区域内のすべての測定局が24時まで に、50μg/m ³ 以下に改善した場合、又 は、24時に当日の日平均値が70μg/m ³ 以下に改善した場合。

ケ 悪臭の規制

(ア) 悪臭防止法による規制

a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 5. 1	周南市(旧徳山市)
S52. 3. 15	周南市(旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

注) 平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

b 敷地境界における規制基準

規制地域の区分	A 地域	B 地域	C 地域
臭気強度	2. 5	3.0	3. 5
特定悪臭物質 (単位: ppm) 大	1 0.002 0.02 0.01 0.009 0.005 0.05 0.05 0.009 0.002 0.009 0.003 0.9 3 1 10 0.4 1 0.03 0.001 0.0009 0.001	2 0.004 0.06 0.05 0.03 0.02 0.1 0.1 0.03 0.07 0.02 0.006 4 7 3 30 0.8 2 0.07 0.002 0.07 0.002 0.002 0.002 0.002 0.002	5 0. 01 0. 2 0. 2 0. 1 0. 07 0. 5 0. 5 0. 08 0. 2 0. 05 0. 01 20 20 6 60 2 5 0. 2 0. 006 0. 004 0. 01

注)表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の 気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

注) 閾値(いきち)とは、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のこと。

c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、 ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブ タノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

また、Heが5m未満の場合については適用しない。

 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$

この式において、q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を示す。

q:流量(単位:Nm³/h)

He:補正された排出口の高さ(単位:m)

Cm: bの敷地境界における規制基準値(単位:ppm)

d 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位: mg/L)

杜宁西自杨斯名	古来担から 動物的にはロナヤスはロャの草		許容限度	
特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	A 地域	B 地域	C地域
	0.001 m³/s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
メチルメルカプタン	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m³/s を超える場合	0.002	0.003	0.007
	0.001 m³/s 以下の場合	0.1	0.3	1
硫 化 水 素	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m³/s を超える場合	0.005	0.02	0.05
	0.001 m³/s 以下の場合	0.3	2	6
硫化メチル	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.01	0.07	0.3
	0.001 m³/s 以下の場合	0.6	2	6
二硫化メチル	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.03	0.09	0.3

(イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区		Δ	悪臭防」	上法による麸	見制地域	その他
		Л	A	В	С	の地域
敷 地 境 界 線			10	14	18	14
	高さ 5m以上	排出ガス量 300N ㎡/分以上	25	29	33	29
排	15m未満	排出ガス量 300N ㎡/分未満	28	32	36	32
出	高さ 15m以上 3	0m未満	28	32	36	32
	高さ 30m以上 5	0m未満	30	34	38	34
	高さ 50m以上		33	37	41	37
備考	臭気指数=10logY Y=臭気濃度…原臭を無臭空気で希釈し検知閾値濃度に達した希釈倍率をいう。					

2 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2ートリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、別途定められている方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川 (湖沼を除く。)

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
В	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100mL以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産2級、並びに水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

b

1百日			基	準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニル	フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L以下	0.001	l mg/L以下	
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.000	6 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L以下	0.002	2 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0. 002	2 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

注) 平成24年8月22日に「ノニルフェノール」が水生生物保全環境基準に追加された。

(イ) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

а

а						
項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水産3級、工業用水1級、農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L 以下	5 mg/L以上	_

備考 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

~						
項目	利用目的の適応性	基 準 値				
類型	が用日的の適心性	全窒素	全 燐			
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下			

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な

浄水操作を行うものをいう)

3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

С

					基	準	値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全	亜	鉛	ノニル	フェノ	ール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0. 03 1	mg/L₽	以下	0.001	mg/L	以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 03 1	mg/L₽	大下	0.0006	6 mg/L	以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する 水域	0. 03 1	mg/L₽	厂	0.002	mg/L	以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の 産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0. 03 1	mg/L₽	大下	0.002	mg/L	以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

注) 平成24年8月22日に「ノニルフェノール」が水生生物保全環境基準に追加された。

(ウ) 海域

а

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度指数 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数	nーヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
В	水産2級、工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	Ι	検出されないこと
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	_	_

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目	利 用 目 的 の 適 応 性	基	準 値
類型	利用日内の適心性	全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
П	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

С

項目			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

ウ 要監視項目及び指針値

(ア) 人

項目	指 針 値	項目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	_
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	_
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

(イ) 水生生物

項目	水域	類型	指	針	値	項	目	水域	類型	指	針	値
	` ~	生物 A	0.7mg	/L 以	下			→	生物 A	0.001	.mg/L	以下
	河川	生物特 A	0.006	mg/L	以下	・ 	河川	生物特 A	0.000	7mg/	L以下	
クロロホルム	湖沼	生物 B	3mg/L	以下	•		湖沼	生物 B	0.004	mg/L	以下	
) I I W/V A	177	生物特 B	3mg/L	以下	•	4-1-4 9 J /V.	ノエノール	177111	生物特 B	0.003	mg/L	以下
	海域	生物 A	0.8mg	/L 以	下			海域	生物 A	0.000	9mg/	L以下
	何以	生物特 A	0.8mg	/L 以	下			一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	生物特 A	0.000)4mg/	L以下
)	生物 A	0.05m	ıg/L J	以下			र्गा । । ।	生物 A	0.02n	ıg/L J	以下
	河川	生物特 A	0.01m	ıg/L J	以下				生物特 A	0.02n	ıg/L J	以下
フェノール	湖沼	生物 B	0.08m	ıg/L J	以下	アニリン	湖沼	生物 B	0.02n	ıg/L J	以下	
)±/-/v		生物特 B	0.01m	ıg/L J	以下		177111	生物特 B	0.02n	ıg/L J	以下	
	海域	生物 A	2mg/L	以下	•		海域 生物 A	生物 A	0.1mg	;/L 以	下	
	何以	生物特 A 0. 2mg/L 以 ⁻	下		1440	生物特 A	0.1mg	;/L 以	下			
	<u> </u>	生物 A	1mg/L	以下	•			→	生物 A	0.03n	ıg/L J	以下
	河川	生物特 A	1mg/L	以下	•			河川	生物特 A	0.003	mg/L	以下
ホルムアルデヒド	湖沼	生物 B	1mg/L	以下	•	2, 4-ジクロロフェノール	湖沼	生物 B	0.03n	ıg/L J	以下	
MILATIVILI	177111	生物特 B	1mg/L	以下	•	2,4 V V L L)	1771111	生物特 B	0.02n	ıg/L J	以下
	海域	生物 A	0.3mg	/L 以	下		海域	生物 A	0.02n	ıg/L J	以下	
	(生物特 A	0.03m	ıg/L J	以下			一一一一	生物特 A	0.01n	ıg/L J	以下

注) 平成24年8月22日に「ノニルフェノール」が水生生物保全環境基準に追加された。

工 一律排水基準

(ア) 健康項目

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	$0.03~\mathrm{mg/L}$	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチ		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
ルパラチオン、メチルジメトン及	$1~\mathrm{mg/L}$	1, 3-ジクロロプロペン	$0.02~\mathrm{mg/L}$
びEPNに限る。)		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	$0.1~\mathrm{mg/L}$	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チオベンカルブ	$0.2~\mathrm{mg/L}$
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の	0.005/I	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
水銀化合物	0.005 mg/L	ひょう ギロバスのル人物	海域以外 10 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	$0.003~\mathrm{mg/L}$	と、まながたのルク物	海域以外 8 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合	100 /I
四塩化炭素	0.02 mg/L	物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。

(イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度指数(pH)	海域以外 5.8~8.6	フェノール類含有量	5 mg/L
小系イオン 仮及 ff 数(pn)	海 域 5.0~9.0	銅含有量	3 mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L	亜鉛含有量	2 mg/L
生物化子的酸系安尔里 (BOD)	(日間平均 120 mg/L)	溶解性鉄含有量	$10~\mathrm{mg/L}$
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L	溶解性マンガン含有量	$10~\mathrm{mg/L}$
10子的酸系安尔里(COD)	(日間平均 120 mg/L)	クロム含有量	2 mg/L
 浮遊物質量(SS)	200 mg/L	200 mg/L 大腸菌群数 日間平均 3	
计型物员里(55)	(日間平均 150 mg/L)		120 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	窒素含有量	(日間平均 60 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L	 	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

才 水浴場水質判定基準

<u>/</u>	小冶场小貝刊足签华						
Z	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
適	水質 AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1m 以上)		
旭	水質 A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1m 以上)		
=	水質 B	400個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上		
可	水質 C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	1m 未満 ~50cm 以上		
不	適	1,000 個/100mL を超える もの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50cm 未満**		

⁽注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。 ※は、砂の巻き上げによる原因は、評価の対象外とすることができる。

カ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
РСВ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 ダイオキシン類関係

ア 耐容一日摂取量

1日、人の体重1kg当たり、4pg

イ 環境基準

(ア) 大気 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下

(イ) 水質(地下水を含む)年間平均値 1pg-TEQ/L 以下

(ウ) 水底の底質 150 pg-TEQ/g 以下 (エ) 土壌 1,000pg-TEQ/g 以下

調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準)

250pg-TEQ/g 以上

ウ 排出基準

(ア) 大気排出基準

(ア) 大気排出基準	(単位:ng-TEQ/m³N)				
特定施設の種類	特定施設の種類				
銑鉄製造業焼結炉(原料処理能力1t/h以上	0. 1	1			
製鋼用電気炉(変圧器の定格容量 1,000 kV	A以上)	0.5	5		
亜鉛回収施設(原料処理能力 0.5 t/h以上)	1	10			
アルミニウム合金製造施設(溶解炉は容量 1 燥炉は原料処理能力 0.5 t /h 以上)	1	5			
廃棄物焼 却炉	4t/h 以上	0. 1	1		
(火床面積 0.5 平方メートル以上又は焼却	2t/h~4t/h	1	5		
能力 50 kg/h 以上)	2t/h 未満	5	10		

- 備考 1 m^3N ;温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル
 - 2 酸素濃度補正;廃棄物焼却炉12%、焼結施設15%
 - 3 既設施設とは、平成12年1月14日以前に設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む)
 - 4 平成9年12月2日以降に設置された(設置の工事が着手されたものを含む)廃棄物焼却炉(火格子 面積 2m²以上又は焼却能力 200 kg/h 以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基 準を適用

(イ) 水質排出基準 (単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類 排出基準 ・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生す るガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃 縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗 浄施設 ・2.3-ジクロロ-1.4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並 びに熱風乾燥施設 10 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理す る施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたも のからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん 施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する 方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用 に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5 m²以上又は焼却能力 50 kg/時以上のものに限る。) から発生するガスを 処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯 留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 ・フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法等によるものに限る。)の用に供する施設のうち、 プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

(ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3ng-TEQ/g を超えるばいじん等は特別管理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

(エ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム); 1 兆分の 1g

ng-TEQ (ナノグラム); 10 億分の 1g

TEQ; 毒性等量(異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を 1 として、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン;係数 0.1

4 騒音·振動関係

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められている。

(ア) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市(旧徳山、旧新南陽)
S58. 4. 1	周南市 (旧熊毛町)

注) 平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

(イ) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

(単位:デシベル (等価騒音レベル))

地域の類型	基準	革 値
地域の規至	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
С	60 以下	50 以下

(地域の類型)

AA: 特に静穏を要する地域

A: 専ら住居の用に供される地域 B: 主として住居の用に供される地域

C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(時間区分)

昼間: 午前6時~午後10時 夜間: 午後10時~翌日午前6時

(ウ) 道路に面する地域

(単位:デシベル(等価騒音レベル))

地域の類型	基準値		
地域の類型	昼 間	夜 間	
A 地域のうち 2 車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下	
B地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を 有する道路に面する地域	65 以下	60 以下	

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値 (単位:デシベル (等価騒音レベル))

基準	单 値	(備考) 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれてい
昼 間	夜 間	る場合は屋内へ透過する騒音も係る基準(昼間 45 以下、夜間 40 以下)によ
70 以下	65 以下	ることができる。

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(ア) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S52. 3. 8	周南市(旧徳山市、旧熊毛町)

(イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位:デシベル (等価騒音レベル))

•	, ,		324 H
		地域の類型	基準値
	I	主として住居の用に供される地域	70 以下
	П	商工業の用に供される地域等、I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

ウ 騒音規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

注) 平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

エ 特定工場等の騒音に係る規制基準

(単位:デシベル(等価騒音レベル))

時間区分	区域の区分			
时 旧 区 刀	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼 間 午前8時から午後6時まで	50 以下	60 以下	65 以下	70 以下
朝 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45 以下	50 以下	65 以下	70 以下
夜 間 午後9時から翌日午前6時まで	40 以下	45 以下	55 以下	65 以下

オ 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度の地域指定状況

指定年月日	指定地域
S50. 12. 20	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

注) 平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

カ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の要請限度(単位:デシベル(等価騒音レベル))

区域の区分		時間の区分	
		夜 間	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55	
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	

(区域の類型)

a 区域: 専ら住居の用に供される区域 b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域: 相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

(時間区分)

昼間: 午前6時~午後10時 夜間: 午後10時~翌日午前6時

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 (単位:デシベル (等価騒音レベル))

区域の区分	時間の区分		
区域の区別	昼間	夜 間	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70	

キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S53. 5. 1	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

注) 平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

ク 特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準 (単位:デシベル)

時間区分	区域の区分		
时间区 刀	第1種区域	第 2種区域(一)	第2種区域(二)
昼 間 午前8時から午後7時まで	60 以下	65 以下	70 以下
夜 間 午後7時から翌日午前8時まで	55 以下	60 以下	65 以下

ケ 道路交通振動の限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		
区域の区方	昼間	夜間	
第1種区域	65	60	
第2種区域	70	65	

(区域の類型)

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、 静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、

その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(時間区分)

昼間: 午前8時~午後7時 夜間: 午後7時~翌日午前8時

5 その他

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg に つき 0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。

備 考 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。